

書評

伊勢田哲治著

『倫理的に考える—倫理学の可能性をさぐる十の論考』

(勁草書房、2012年)

神崎宣次

本稿は伊勢田哲治『倫理的に考える—倫理学の可能性をさぐる十の論考』(勁草書房)の書評であるが、掲載時には本書出版から二年近くが経過しているので関心のある読者は既に全体を読み終えていると考えられることに加え、蔵田伸雄氏や佐藤岳詩氏による書評⁽¹⁾が既に公開されているので、本書に含まれる十本の論文それぞれの内容紹介は省略したい。そもそも著者自身による良い要約が序文に含まれているので、該当箇所を読んでもらえば十分である。著者以外の視点からの要約に関心がある読者には、著者と同じくR. M. ヘア信奉者である(が、その解釈はかなり異なる)佐藤氏の書評が参考になるだろう。

本書はさまざまな機会に著者が発表してきた、多岐にわたる話題を主題とする論文をまとめたものであるが、一冊の本とするに際して各論文には修正、加筆が行われており、ゆるやかにではあるが、一つの構想に基づいて編集されている。著者はその構想について、あとがきで次のように説明している。

ヘアの議論は、現在の英米の倫理学において決してポピュラーなものとはいえない(二〇〇三年のミラーのメタ倫理学の教科書ではたった一箇所言及されているだけである)。しかしそれはきちんと吟味された結果乗り越えられていったというよりも、古臭いというイメージが先行して論じられなくなったのではないかと思う。わたしがこの一〇年ほどやってきたのは、ヘアが提案した概念装置のなかで活かせるものは積極的に活かすという観点から、現代の議論のなかにヘア的な要素を取り入れていくことである。その成果が、本書で提示した「未確定領域功利主義」

であり、「自然化・社会化された普遍的指令主義」だということになる。(p. 312)

二層理論を未確定領域功利主義へと変形し、普遍的指令主義は自然化・社会化することによって、賞味期限切れとみなされているヘア的な倫理学的思考を再生させ、現代の倫理学の議論に再投入する。これが著者の構想だということになる。したがって本書の評価には、各論文それぞれの論理の厳密さや結論の説得力だけでなく、全体を通してみた場合にこの構想がどれくらい成功しているか、現在の倫理学の議論にどのような貢献をなす可能性が示されたのか、という観点が含まれるべきだろう。

自然化・社会化された普遍的指令主義については本書第二部の第五章と第六章で論じられている。近年の道德心理学の流行をはじめとする倫理学の自然化の波を倫理学者として真剣に受けとめつつ、「しかし、もしかしたら、メタ倫理学者と進化的な研究や認知科学・脳神経科学的な研究をする研究者は同じ「倫理」「道德」という言葉でまったくちがうものを指しているかもしれない」(p. 121)という健全な疑念を表明する著者のスタンスは、倫理学者として評者にもよく理解できるものである。また、「倫理学が自然科学に解消されていくかどうかを考える前に、これまでメタ倫理学者が何を問題にしてきたかをきちんと捉え直すべき」(序文 p. ii)という主張も、少なくとも倫理学者にとって建設的なものであるだろう。倫理学の議論と他の領域の成果とを接合するに際して著者が示しているこのような慎重さは、(他のどの思考様式でもなく、あくまで)「倫理的に考える」ことを主題とする本書についての評において、特に指摘しておく価値があるように思われる。

しかしながら、序文において同じ第五章と第六章につながる問題意識を「……倫理学者がこれほど重視してきた「普遍化可能性」という概念を粗略にあつかいすぎではないか、メタ倫理学が言語分析として始まったことを軽視しすぎではないか、そうした問題意識..」(p. ii)と筆者が述べるのを見ると、前段落での評価を割り引く必要があるのではないかという懸念が浮上してくる。結

局のところ著者は回顧的ヘア主義者にすぎないのではないのか。

こうした懸念を評者が抱くのは、ヘア的な意味での普遍化可能性概念⁽²⁾が認知的不協和という心理学的メカニズムを介して自然化されることによって、現在の倫理学の議論においてその概念にどのような活路が開かれるのかが本書（特に第五章）では明確には示されていないからでもある。ヘアに特別な関心を持たない倫理学者からみた場合に、この議論に何のメリットがあるのか。

それはおそらく、「間状況の一貫性をもつものとしての道德判断」(p. 152) という道德判断理解に一定の支持を与える可能性があるという点に求められるのだろう。ヘア主義者である著者はこの理解を前提として、それを心理学的あるいは進化論的に説明する議論を行っているのであるが、この理解が説得力を持つかどうかは本書だけでなく倫理学全体にとっての関心事といえる。もちろん、第五章で提出されている議論はあくまでこの大きな問題に部分的に関わる試論にすぎず、読者がもともと感じている説得力に大きな影響を与える議論になっているとは考えにくい。それでも、この重要な議論の一つの可能な方向性を示している点は評価してもよいだろう。

本書のもう一つの軸である未確定領域功利主義については、第四章と第八章で論じられている。まず第四章では「応用倫理学において力を発揮する倫理学理論とはどういうものかを考えること」がその章の動機の一つであると述べられる (p. 90)。著者の認識では、現実の具体的な問題の解決に倫理学の理論はあまり重要な役割を果たせていない。その原因は次のような点に求められている。

……倫理学理論を実際のジレンマに適用するうえで障害になっているのは、倫理学理論において対立するさまざまな理論的立場があり、しかもその立場間で当面和解の見込みがないということである。言い換えれば、倫理学理論は不整合な視点を含んでおり、そうした不整合のために具体的な理論的提案を行うことが非常に難しいのである。…… (p. 90)

この引用箇所は評者にブライアン・ノートンの環境プラグマティズムの議論⁽³⁾を想起させる。この箇所に続けて

もし道德理論家が実践的な倫理問題に役立ちたいのなら、お互いを攻撃しあいつつ自分の理論を実践問題に当てはめるだけでは十分ではない。道德の理論家はそろそろ倫理学理論全体のレベルで考え、その全体の実践的応用について考えはじめるときであろう。…… (pp. 90-91)

と述べられるに至っては、ノートンに倣って“Toward Unity Among Moral Theorists”とかなんとか言い出すのではないかという気がしてくるほどである。

ノートンと異なるのは、本章ではあくまで倫理学「理論」の水準で議論が展開されていくところである。もう一つの違いは、理論的立場が異なっても問題解決のために実際に行うべき行動、政策のレベルにおいては（多くの場合）意見が収束するという収束仮説をノートンが採用するのに対して、著者は本章の註2においてそのような収束に対して否定的な立場を表明しているという点にある。

以上のような問題意識に基づいた上で著者は功利主義的な立場を提案するのだが、「倫理学理論全体のレベルで考え」た場合に、なぜ功利主義的立場が提案されることになるのかが即座に問われるだろう。著者自身の問題意識はとりあえず「功利主義を出発点としてどこまでいけるか」(p. 91)にあるとされるが、他の理論の支持者たちには倫理学理論全体のレベルで考えることを要求しておきながら功利主義を出発点となる特権的な理論として扱う以上、少なくとも何らかの理由が示されることが期待される。しかしながら本書においてそのような理由が示されることはない。これでは功利主義者以外は納得しないだろう。この点に関しては著者自身も本章の結びにおいて「本章の目的は非功利主義者に対してUDU [=未確定領域功利主義]を使うように説得することではない」(p. 114)と認めている。本章の目的はよ

り控え目なものだというのである。

……非功利主義者に対する本章のメッセージは、正当化的用法を念頭において、倫理学理論全体の実践的適用可能性という、ちがった視点から倫理学理論をみてほしいということである。もし彼らが、UDUが正当化的用法において魅力的だということに同意してくれるなら、本章の目的の大半は達せられたことになる。(pp. 114-115)

ここで倫理学理論の正当化的用法とは「ある結論を正当化するために用いられる」ことを指している (p. 107)。つまり、著者のいう「倫理学理論の実践的適用可能性」は、ある結論を正当化するために用いることができるかどうかに関わることになる。

この引用部の問題は曖昧だということにある。そもそも、ある結論を正当化するために使うことができるかという観点から各倫理学理論を評価するプラグマティックな態度を採用したからといって、その結果として未確定領域功利主義が魅力的だと読者が同意してくれるとは限らない。本章の議論にそちらの方向へと読者を導く説得が含まれているべきではないかと思うのだが、既に述べたように著者はそのような説得を本章の目的としていない。

それに加えて、「正当化的用法において魅力的」という表現も曖昧である。この表現で著者が意味するのは、未確定領域功利主義は正当化的用法において唯一有望な立場に思われるということなのだろうか、それとも他にも魅力的な立場がありうると考えてもよいのだろうか。この引用部だけをみれば、どちらにも解釈できるように思われる。

しかしながら後者の解釈をとることはできない。なぜなら、ある倫理的問題をより深く理解するためにそのさまざまな側面に理論的な光をあてる発見的用法とは異なり、正当化的用法は複数の対立する理論が存在する場合にはうまくいきそうにない、と著者が考えているからである (pp. 206-207)。このことは、既に指摘した通り、収束

仮説的な想定を置くことを著者が拒否していることとも合致する。実際、未確定領域とは功利主義的な立場以外の倫理学理論が正当化的用法を果せなくなる (と著者が考える) 条件によって定義される領域なのである。

では、議論の都合上話が前後することになってしまったが、ここで未確定領域功利主義がどのように規定されているかを確認しよう。未確定功利主義は四章の三節から四節にかけて、ヘアの二層理論に対する批判を回避するための改訂版として導入される。バーナード・ウィリアムズやトム・スキャンロンからのよく知られた批判に加えて、直観的レベルで用いられる一見自明の原則が批判的レベルで構成される際に、たとえば「二、〇〇〇、〇〇〇人の人がその人を殺したいと思っていないかぎり、無実の人を殺してはならない」(p. 96) といった一見自明な原則が功利主義的な意味での批判的思考のプロセスの結果として選択されてしまう可能性を排除できない不安定さという問題点が指摘される。著者によれば、この不安定さはヘア的な功利主義がもたらす「不愉快さ」(p. 97) の一部であり、回避されるべき難点なのである。

この難点を回避するために、新しい規則の創造と規則の相克の処理という批判的レベルを持つ二つの主要な任務のうち、前者を放棄することを著者は提案する。前段落で言及した不安定さの問題や植民地総督府功利主義という批判は、批判的思考に新しい規則の創造を禁じることによって回避されるという。

以上のような視点からわたしは、「未確定功利主義」という名前の二層理論の改訂版を提案する……。この立場は現存する道徳規則を、道徳共同体の大多数によって共有され、お互いに相克しないかぎりにおいて、当然のものとして受け入れる。……また、よくある道徳的ジレンマをどう解決するかについても規則が現存する。たとえば、無実の人を殺すことは通常は嘘をつくよりもはるかに悪いから、この二つの規則の間での優先性は、普通は明快である。こうした現存する規則によっ

て、「確定領域」が規定される。確定領域とは、現存する道徳的規則や、相克する規則から生まれるジレンマに対する現存する解決にしたがって処理できるような状況や問題の領域である。

しかし、ヘアが指摘するように、われわれの道徳的生活の複雑性のために、われわれはつねに確定領域に留まり続けるわけにはいかない。新しい技術によって引き起される新しいジレンマ……は現存する道徳的規則ではカバーされない状況を作り出しうる。その結果、「未確定領域」、すなわち現存する規則にしたがうだけでは解決できない状況や問題の領域が生じる。倫理学理論のほとんどの立場（特に義務論や徳倫理的な立場）はこの領域においてどのように考えを進めていけばいいかの指示を与えてくれないが、功利主義はつねになんらかの答えを出す。UDUはちょうどヘアが批判的レベルで功利主義的思考を使ったのと同じように、この領域でそうした思考を使う。……（p. 99. 点線は評者）

この引用部における未確定領域の規定には問題があるように思われる。引用の前半部からすると未確定領域は、1) その状況を処理する道徳的規則が存在しないか、2) その状況に関連性を持つ複数の道徳的規則が相克しており、それを解消するための解決が存在しないかの、いずれかの条件を満す領域として規定されていることになる。その場合、既に述べたとおり著者の提案では批判的レベルに規則の相克の処理という機能だけを認めるので、1) の状況に対応できないはずである⁽⁴⁾。つまり確定領域/未確定領域という二分法は誤りで、実は三つの領域が存在するように思われる。UDUが有効である領域としての未確定領域は、確定領域の補集合よりも狭い領域として、規定しなおされる必要があるのではないだろうか。

このような主張に対して、1) の状況においては利用可能な選択肢を直接の対象として功利主義的な評価を行えばよいという反論を著者はするかもしれない⁽⁵⁾。しかしながらこの反論は、UDUが魅力的な立場であるとする著者の主張が抱えて

いる根本的な困難によって無力にされるだろう。

そもそもUDUが提案されるにいたったのは、功利主義者である著者からみてさえ、功利主義の不愉快さは（確定領域における）その弁護を断念するほかないものだと思えざるをえないほどのものだからであった。理解しがたいのは、未確定領域では功利主義が不愉快ではなくなると著者が考える、その理由である。著者は未確定領域における功利主義的思考の利点として「つねになんらかの答えを出す」という点を挙げている（p. 99）。ここで著者は、なんらかの倫理学理論に基づく思考プロセスの単なる出力と（信頼できるプロセスによって正当化された）「答え」との区別を不明瞭にしている。だが、信頼できる地図が既に利用可能な地区でしばしば誤っているとしか思えない方角を指すと自分で説明したコンパスを、とにかくいつでも方角を指しはするという理由だけで地図が存在しない地区では信頼するよう読者に提案するかのような、著者の論理と動機は合理的には理解不可能に思われる。著者の議論をできるかぎり好意的に理解したとしても、説明不足という批判は（既に言及した章末における著者のエクスキューズに関係なく）出てくるだろう。著者はもっとかつちりとした議論をこの点に関しては提出する必要がある。

とはいえ、前段落で論じた著者の動機については、「倫理学理論は環境科学に貢献できるか」がテーマとなっている第八章を読めばおおよそ推測できる。ここでの著者の問題意識は、またしても「倫理学者はどう環境科学に貢献できるだろうか」（p. 234）というノートの関心である。

倫理学者はこうした功利主義と義務論の対立について理論的な検討をしていけばよいが、今まさに結論を出さなくてはならない環境科学者からすれば、「じゃあどれを使えばいいのか、とにかく倫理学者の間で決めてほしい」と言いたくなるころであろう。……（p. 243）

この引用部に見られるような、倫理学者はとにかく早急に結論を求められているのだという焦燥感、まさにノートンのような一部の環境プラグマ

テイストの間で共有されていた、彼らの議論の基盤であった。

だが著者は実際に環境科学者からこのようなことを言われたことがあるのだろうか。そもそも本章で論じられているようなかたちで、環境科学に関わる場面で功利主義と義務論の二者択一が問題になるのだろうか。著者が述べているとおり (p. 232)、リスク評価などの数量的評価に関わる場面では功利主義的な発想が働いているといえる。しかしながら伝統や生業といった人間に関わる側面の持続可能性の重要性が広く認識されている現在、環境科学研究者の間ではステークホルダーへの配慮といった義務論的考慮が数量的評価に対する制約として存在することは認識されてきている⁽⁶⁾。環境科学者が倫理的問題に関心を持つとすれば、その関心は功利主義か義務論かというかたちをとると想定しなければならない理由を著者は示す必要がある。

加えて評者が懸念するのは、環境科学者などのトランスディシプリナ研究プロジェクトに臨むにあたって、「彼ら / 彼女ら」が倫理的問題について持っている関心はこのようなものだろうという予断を倫理学者が抱いているとすれば、その態度は（著者の目論見とは反対に）望ましくない帰結をもたらすだろうということである。環境科学者たちが持っているのは、倫理学者からとにかく何らかの出力（お墨付き）さえもらえばよいという、過度に切り詰められた倫理的関心であるかのように著者は想定しているように見える。だからこそ第四章の議論でUDUの利点を説明できていると主張することになるのではないだろうか。評者は過去二年間比較的規模の大きい環境科学関連プロジェクトに参加してきたが⁽⁷⁾、その中で環境科学者たちが持つ倫理的問題への関心が具体的な事例の細部に関わるニュアンスを含んだ、そしてしばしば本心からのものであることを何度か確認する機会があった。倫理学者が環境科学に対して（より一般的に言えば、応用倫理学で関わりうる他領域全般に対して）持ちうる関わりを本書での著者のように考えるかぎり、環境科学に関連して実際に生じている、そのような真正の倫理的関心を拾いあげそなってしまうかもしれない。本

章の議論が環境科学にもたらす貢献は、この懸念よりも価値あるものと言えるだろうか。

注

- (1) 蔵田氏による書評は図書新聞2013年5月25日号に、佐藤氏の書評は関西倫理学会誌『倫理学研究』44号（2014年）に掲載されている。なお本稿を執筆するにあたって佐藤氏の御厚意で掲載前の原稿を送っていただいた。感謝したい。一方、蔵田氏の書評には目を通していない。
- (2) ただし著者はヘア自身による普遍化可能性の定式化ではなく、それを若干変更した上でその自然化について論じている (p. 123)。
- (3) Bryan Norton 1991. *Toward Unity Among Environmentalists*. Oxford University Press.
- (4) 1) のような状況はありえないという反論がなされるかもしれないが、新しい技術によって引き起される問題状況にも対応可能な倫理学理論というのがこの章の目標である以上、そうした反論は説得力を持たない。
- (5) 実際、本書の別の箇所（第八章）での「……すでに確固たる直観がある問題については直観を優先し、確固たる直観がまだ成立していない問題や、直観だけでは確定しない部分がある問題については、未確定の部分に関して、できるだけ関係者の幸福を大きくするような選択肢を選ぶ」(p. 244. 点線は評者) という未確定領域功利主義の規定は、このような反論と合致している。
- (6) このような環境科学研究者の規範意識について、評者は本文中の後の箇所而言及するプロジェクトで現在調査を行っているが、現時点ではパイロット的なインタビューを行っただけの段階で、データとして公表できる状態にはない。したがって「単なる思い込みにすぎないのでは」という著者に対する評者の批判が、理屈上は評者にも向けられうるものであることは認めなければならない。
- (7) 総合地球環境学研究所、地域環境知プロジェクト (<http://ilekcrp.org>)。評者は2014年5月1日現在で設計科学の倫理タスクフォースのリーダーとして参加している。